

### 重点目標3 セーフティネット機能の強化(権利擁護体制の整備と日常生活の自立支援)

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や生活福祉資金貸付事業に引き続き取組み、判断能力の低下した人や低所得者等の支援を行います。さらに、鳥取流安心生活総合支援ネットワーク形成事業により支援を必要とする人々の生活を包括的にサポートする体制を整備していきます。

また、制度の狭間にある緊急的なニーズに対応する活動やサービスの提案を行い、実施に向けた体制整備を市町村社協との連携のもとに構築していきます。

- 【重点テーマ】
- ④ 支援を必要とする人々を支える権利擁護体制の構築
  - ⑤ 低所得者の自立支援を図る生活福祉資金貸付事業の充実強化
  - ⑥ 緊急的ニーズへの対応と支援体制の構築

#### 【現状と課題】

- 日常生活に不安を抱えている高齢者や障がい者に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理は、県社協が基幹的社協※に委託実施する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）において支援を行ってまいりました。
- 今後、認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活移行等により、福祉サービスの利用援助や生活上の契約支援など地域福祉権利擁護事業のニーズはさらに拡大することが予想され、それに対応する身近な体制整備が喫緊の課題であります。
- 判断能力が著しく低下した人には成年後見制度※による支援が行われてきましたが、利用を必要とする人々が年々増加し、その担い手不足も大きな課題となっています。
- 判断能力が低下しても、誰もが地域で安心して生活を送るためには、その状況に応じて福祉サービスや福祉活動等による多様な援助が切れ目なく提供される総合的な支援体制を構築することが必要であります。
- 近年の社会・経済情勢の変化や雇用環境の厳しさの長期化とも相まって、社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題など、地域における住民の生活不安は深刻化しています。とりわけ、低所得世帯の自立支援に資する制度として生活福祉資金の役割が重要視され、2009（平成 21）年度に行われた制度改正では、総合支援資金の創設や連帯保証人要件の緩和等がなされ、施行直後から相談や貸付が急増しました。
- 相談者の状況や支援ニーズが多岐にわたり貸付での支援がなじまないケースや制度の誤った理解による債務不履行、不正借入の事象が発生する等、適正な貸付と債権管理に困難を極めている現状もあります。
- このような複雑、多様化する生活課題の解決には、既存の制度、サービスの対応だけでは限界があり、ニーズ発見から相談支援に至るまでの総合的な支援体制づくりや経済的支援を伴う自立支援機能の強化が求められています。

【今後の方向性】

- 判断能力が不十分なことなどにより自立困難な人には、確実に権利擁護につながるような体制整備を図ります。
- 低所得者の経済的自立と生活意欲の助長を図る第2のセーフティネットとして、生活福祉資金貸付事業が有効な制度となるよう一層の取組み強化を図ります。
- 窮迫した生活困窮者に対し、当面の暮らしを守るため迅速な支援ができるサービスや活動を開発していきます。

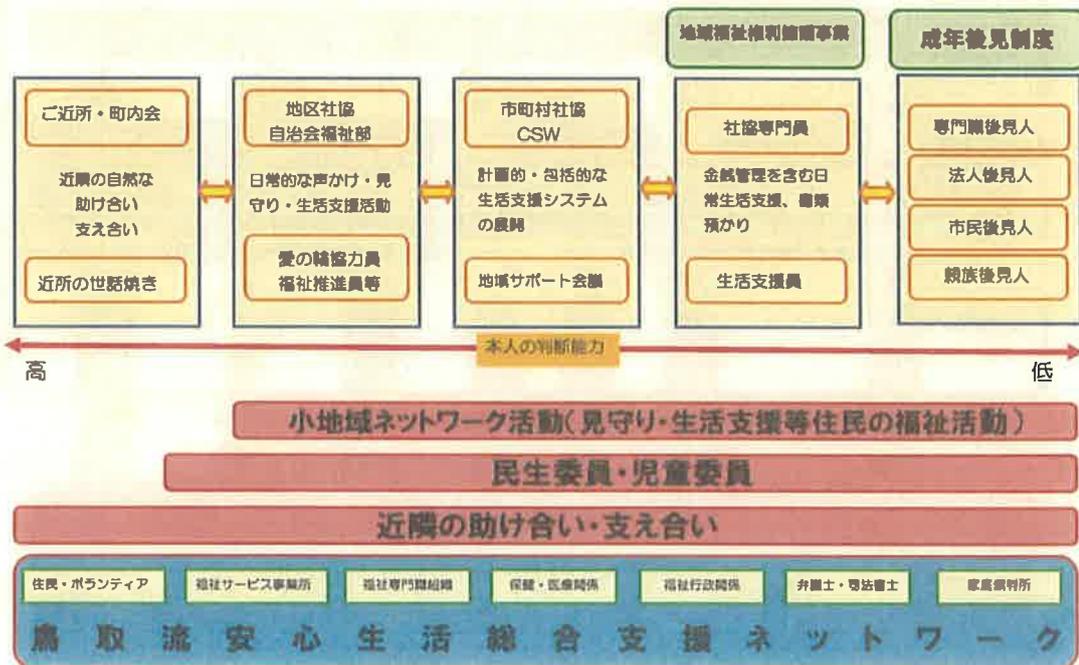
推進戦略

1 支援を必要とする人々を支える権利擁護体制の構築

(1) 地域福祉権利擁護事業の実施体制の強化

- ① 今後のニーズの拡大と合わせ事業の必要性が高まることから、身近な地域で迅速かつ柔軟な利用者支援が行えるよう総合的に検討し、支援体制を強化します。
- ② 地域の実情や相談支援体制の整備状況（鳥取流安心生活総合支援ネットワーク形成事業との連動）をもとに、市町村社協との十分な調整を行います。

地域生活支援における権利擁護推進体制イメージ図



(2) 成年後見制度※の利用支援と法人後見※受任体制の整備支援

① 判断能力が著しく低下した利用者が、地域で継続した生活が行えるよう、成年後見制度※の利用を含め権利擁護体制の充実に努めます。

ア 市町村社協による地域福祉権利擁護事業や成年後見制度※を含めた権利擁護体制の現状把握

イ 地域生活支援における権利擁護推進体制のあり方検討

ウ 権利擁護体制の構築に向けた提言と実行

エ 関係機関、団体とのネットワーク形成

② 成年後見人の確保の難しさや身上監護を含めた生活全般の支援体制を確保するために市町村社協による法人後見※の受任体制の整備を支援します。

ア 社協による法人後見※の受任体制に関するあり方検討

イ 市町村社協が法人後見※を実施するための運営マニュアルの作成・支援

ウ 「法人後見※専門員（社協職員）」の養成

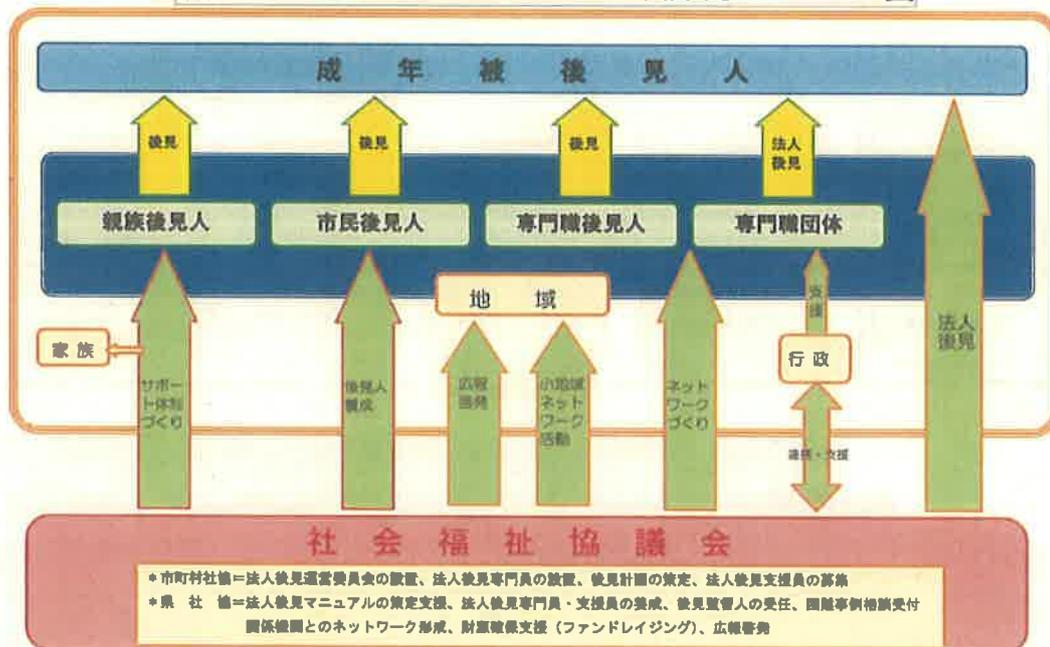
エ 「法人後見※支援員（市民後見人）」の養成

オ 法人後見※実施社協に対する後見監督人の受任

カ 法人後見※実施社協からの困難事例相談受付、対応

キ ファンドレイジング※研修（財源確保支援）

社会福祉協議会による法人後見イメージ図



## 2 低所得者の自立支援を図る生活福祉資金貸付事業の充実強化

### 経済的自立と生活意欲の助長促進

① 生活福祉資金貸付制度は、単なるお金の貸し借りだけの制度ではなく、資金の貸付を一つの手段として、借受世帯の自立更生を促進していくことが目的であることから、今後も市町村社協や民生委員・児童委員※、行政との連携を強化し、貸付後の継続的な生活支援の体制を強化していきます。

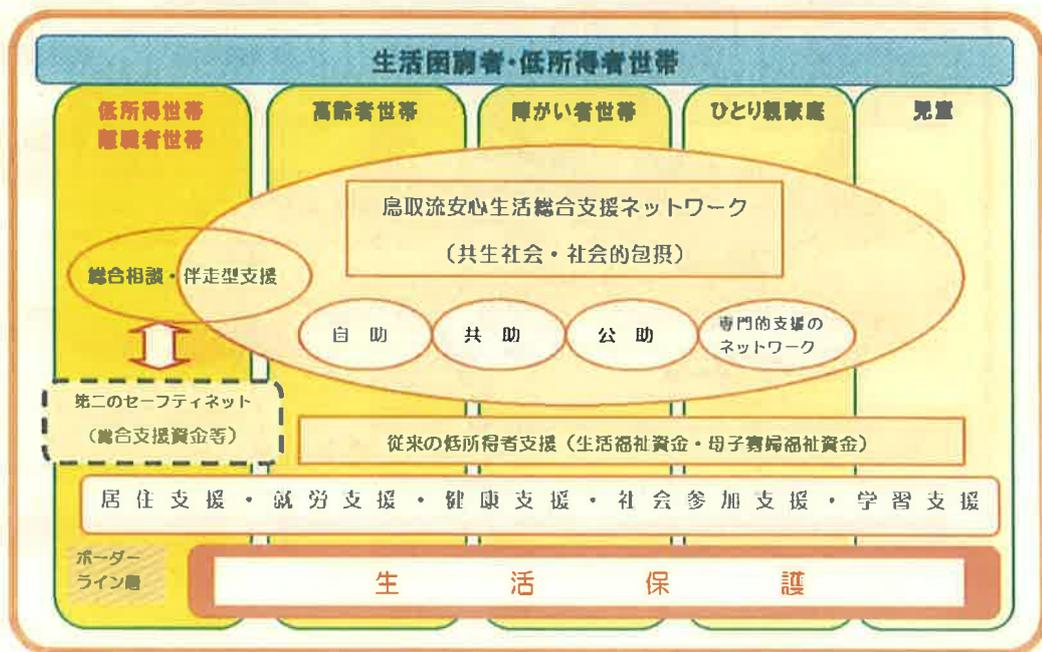
- ア 借入申込世帯に対するきめ細やかな生活課題の把握
- イ 借受世帯の借入後の生活設計と自立計画書の作成、支援
- ウ 借受世帯の変化と新しく発生した生活課題の早期発見と早期対応
- エ 借受世帯への定期的な支援会議（サポート会議☆）の開催
- オ 借受世帯を支援する関係機関等の連絡調整
- カ 償還指導員による債権管理と相談支援

☆ 鳥取流安心生活総合支援ネットワーク形成事業による開催

② 借受世帯は経済的支援のみならず多くの生活課題を抱えているケースが多いことから、その解決方策について検討を行い、制度の運用改善や見直し等への働きかけを行います。

- ア 生活保護制度や雇用・失業対策等との連携と協働
- イ 制度の運用改善・改正に向けた提言活動

### 地域福祉推進における低所得者支援イメージ図



## 3 緊急的ニーズへの対応と支援体制の構築

### (1) 生活支援緊急サポート事業の創設

- ① 市町村社協が窓口となり、必要に応じて生活困窮者に食事・日用品援助（現物給付）を行い、緊急支援を行う仕組みの創設を目指します。
- ② 市町村社協にコミュニティソーシャルワーカー※の配置を推進し、必要な制度・サ

ービスのつなぎを行い、ワンストップでの相談・支援体制を目指します。

- ③ 県社協は、現物給付に対する財源支援を行うため新たな支援基金を設置するなど、システム全体の総合調整を目指します。

(2) 食料品や衣料品などの給付システムの構築

- ① 食品関連企業やコンビニ、生協、農協等と提携を行い、食糧品や日用品のストックヤード※を設置し、フードバンク※的な機能により現物給付が可能となるような仕組みづくりを目指します。
- ② フードバンク※機能は、生活困窮者に対して支援する面だけでなく、災害時などの緊急食糧支援にも活用します。

(3) 緊急的な居場所の確保と住居支援

住居を失った支援対象者が緊急・一時的に宿泊できる居場所を確保し、関係機関との連携により住居支援に結びつける仕組みづくりを支援します。

生活支援緊急サポート事業イメージ図

